

患者・御家族の皆様へ

当院は、特定看護師が活動しています

当院では、厚生労働省「特定行為にかかわる看護師の研修制度」により養成され**特定行為**研修を修了した**看護師**が、医師とともにあらかじめ作成した手順書（指示）に従い、特定行為を実施しています。特定行為研修後の看護師は、高い判断力と技能を兼ね備え、より高度な診療の補助を行える看護師です。

特定行為研修を終了した看護師が**特定行為を行うメリット**は、チーム医療の一員として、患者様の状態に応じた適切で質の高い安全な医療を、**タイムリーかつ迅速に提供すること**です。

特定行為とは、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものです。

保助看法第37条の2第2項第1号、特定行為研修省令第2条及び別表第1関係

手順書とは、医師または歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）であって、次に掲げる事項が定められているものである

保助看法第37条の2第2項第2号、特定行為研修省令第3条関係

鹿児島市医師会病院特定行為及び特定行為区分

術中麻酔管理領域

特定行為項目
経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置調整
侵襲的陽圧換気の設定変更
人工呼吸器からの離脱
直接動脈穿刺法による採血
橈骨動脈ライン確保
硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
脱水症状に関する輸液による補正

「特定行為」についてご相談がある場合には、下記患者相談窓口をご利用ください。

患者相談窓口の相談日及び相談時間

- 月曜日～金曜日 8:30～17:00 ■ 場所 | 1階医療相談受付
土曜日 8:30～12:30

*当院をご利用いただく患者さん及びご家族のみなさまからの、治療や入院生活、医療安全など、さまざまなご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご利用ください。